

ジョン・R・コモンズとオリバー・E・ウィリアムソン： 取引費用理論に関する一研究

著者	内田 成
雑誌名	埼玉学園大学紀要．経営学部篇
巻	12
ページ	47-60
発行年	2012-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00000426/



ジョン・R・コモنزとオリバー・E・ウィリアムソン

— 取引費用理論に関する一研究 —

John R. Commons and Oliver E. Williamson

A Study of Transaction Cost Economics

内 田 成

UCHIDA, Minoru

1. はじめに

制度の重要性の認識とともに制度派経済学への関心が高まってきているが、特に新制度派経済学 (New Institutional Economics) が注目を集めている。そのような状況の中で、ここで採り上げる取引コスト理論 (Transaction Cost theory) は、ヴェブレン (Thorstein Veblen, 1857-1929) らの流れを汲む制度派経済学と1980年代以降注目を集めている新制度派経済学との関連を見るうえで大きな意味を持っている、と考えられる。特に新制度派経済学¹⁾の代表的な人物の一人であり、2009年にノーベル経済学賞を受賞したオリバー・ウィリアムソン (Oliver Williamson, 1932-) と制度派学派の創設者の一人²⁾であるジョン・R・コモنز (John Rogers Commons, 1862-1945) の比較研究は、たとえば、ダッガー (William Dugger)、メデーマ (Steve Medema) やラムスタッド (Yngve Ramstad) らによって行なわれてきている³⁾。しかし、これらの人々による研究の重点はコモنزとウィリアムソンの理論体系全体の比

較をし、両者の相違点を明らかにすることを目的としている。それらに対して本稿で採り上げるトーマス・ケンプ (Thomas Kemp) の所説は、もちろん、これらの先行研究に基づいてはいるが、焦点を取引コスト理論に絞り、両者の関連を明らかにしようとしている。

そこで本稿では、進化論的経済学会の機関紙である *Journal of Economic Issues* に掲載されたケンプの論文「取引および取引コストについて：コモنزとウィリアムソンの思考における不確実性、政策および法のプロセス」⁴⁾ を取り上げ、特に取引費用の理論を中心にコモنزとウィリアムソンとの関連を明らかにしようと考えた。

取引コストの概念はロナルド・コース (Ronald Coase, 1910-) ⁵⁾ により提唱されたものであるが、ケンプによれば、ウィリアムソンの考え方には二つの重要なポイントがある。「まず取引費用の経済学 (Transaction Cost Economics) は取引を経済行動の中核的な単位と見做している。次に取引が不一致、秩序および依存という要素を含んでいる、ということである。これらの点に関してウィリアム

キーワード：J.R.コモنز、O.E.ウィリアムソン、取引費用、制度主義
Key words : J.R.common, O.E.williamson, transaction cost institutionalism

ソンの主張は正しいし、コモنزの研究と類似点をもっている。しかしながら、これらの類似性は主として外見的なものである。類似性が外見的である、というのは、それらがいかに法的過程および施行が不確実性に直面して働くべきかについて異なった概念に基づいているからであり、十分論証できる根本的問題である、といえる。これらの相違点が経済政策に応用された場合に論理的にきわめて異なった諸理論および異なった結果をもたらす⁶⁾とのべている。

ケンプの所説は、コモنزとウィリアムソンの根本的な相違点が法的過程および法的意思決定における不確実性の役割および取引理論の規範的な側面におけるそれらの位置づけについての考え方に現われている、という点を中心に組立てられている。すなわち、コモنزとウィリアムソンの法的意思決定における方向と不確実性について思想の違いが二人の理論の間の根本的な相違点であり、そこからその他の差異に論理的に続いていると考えている。そこでケンプは、まずコモنزとウィリアムソンの基本的前提に関する両者の取引理論を再検討し、次いでコモنزとウィリアムソンの理論における法律および法的方向性の過程での不確実性によって演じられる役割を考察している。すなわちウィリアムソンを徹底的にコモنزの研究と比較し、その関係を明らかにすることがケンプの論文の主たる目的である。それではまずコモنزの取引経済学についてのケンプの考え方から見てゆくことにしよう。

2. コモنزの取引理論の概要

ケンプは、コモنزの研究のすべてが取引に関する分析の枠組みに根ざしているので、

ここではコモنزの体系の根本原理についてみてゆくことから始めている。そして特に取引の概念が、その他の領域同様法律、倫理学および経済学の研究と結びついている、というコモنزの所説の根拠に関して展開している⁷⁾。コモنزは取引を経済的な観念の基本的な単位として使っている。というのも、彼は交換が適切な社会的な枠組みの中で生じると信じていたからである。というのもコモنزは認可あるいは権力が交換ということに力を与える社会的および法的な構造から交換を切り離すことを拒絶したからである。このことの重要性はコモنزの取引についての説明に見ることができる。つまり、「取引は…受け渡しという物的な意味における『商品の交換』ではない。それらは社会の集団的なワーキングルールによって決定される物的な事柄の将来の所有権をもっている諸個人間の移転（譲渡）と取得である⁸⁾」。また社会的な枠組みは、かなりの範囲まで経済的な相互作用あるいは取引の形態を決定する。コモنزは基本的な取引概念を三つのタイプに分割している。そのそれぞれは経済の領域内で生ずる異なった法的-経済的関連を表している。コモنزはこれら三つのタイプの取引を商業取引 (bargaining transactions)、管理取引 (managerial transactions)、および割当取引 (rationing transactions) と名づけた。管理取引および割当取引が階層的であるのに対して商業取引は階層的ではない、という点が重要である⁹⁾。

このことは、商業取引が経済的な力を全く含んでいないということの意味するのではなく、単に、経済的な力が取引の性質に組み込まれていない、ということの意味しているに過ぎない。この研究に関して、コモنزの

取引の枠組みの重要性は、第一に管理取引および割当取引において生ずる個人の自由に関する不可避の制限であり、第二に社会-法的な関連性である¹⁰⁾。この階層的な関連は取引の枠組みに直接的に権限を与えられた権力を持ち込むことにつながる。その結果、コモンズによれば「管理取引および割当取引に関して、その結果として生じた契約が個人的自由の合理的な制限を含むかどうか決定するために裁判所に関する問題がある¹¹⁾」という。これが商業取引との相違点である。商業取引では権力は単に取引人の中に平等化されるものに過ぎない。固有の権力関係のために、管理的な関連は説得および強制という範囲のひとつである。類似した状況が割当取引にも存在する。相違点は割当取引の場合には集団行動が個人的行動に制約を加えるために使われるかもしれない、ということである¹²⁾。

ケンプによれば、コモンズが、その取引の類型を経済組織の形態として「良い」あるいは「悪い」のいずれかとして表現するつもりがなかった、ということを理解することは重要である。このことは、コモンズが経済を商業取引によってのみ操作しうる、あるいはそのようなものが望ましい、と考えていた、ということの意味するものでもない¹³⁾。コモンズは命令や統制関連に基づく経済的な権力という問題の解決はそれらの交渉と関係がある根本的な問題の解決にはならぬ関係がない、ということを理解していた、といえる¹⁴⁾。たとえば、直接的な制裁により経済的な権力を減じようとする政策は権力を国家へ移転するだけであり、結局その問題を取除けない。このことを理解していたためにコモンズは、真の進歩的な経済活動が処罰や強制よりもむしろ協調的であればならない、と考えてい

た¹⁵⁾。かくして管理的交渉あるいは割当交渉が経済的な必然により要求される場合には、法律および法的執行は強制力の減少やあらゆる関係のある関係者間の力の平等化を目指して機能すべきである、ということになる。

さらにコモンズは取引が強制的ではない、ということを保証する義務が全く法的システムの責任である、と述べている。このためにコモンズの経済理論はウィリアムソンの経済理論同様に階層的で組織的な構造から生ずる望ましい経済的な結果を確実にするために司法機関に頼る。コモンズは、大部分の場合において市場だけが望ましい結果を生むであろうとは信じなかった。その代わりにコモンズにおいては、法的な体系は社会が資本主義の不安定性を取り替えることなく矯正するひとつの方法である。資本主義はコモンズにおいては、その社会経済的なプロセスにおいて生ずる根本的な不確実性のために安定的ではない。これらの不確実性は不確実な将来に関してなされる必然的な価値評価から生ずる。要約すれば、つまり、不確実性を含む様々な理由により経済は組織の階層的な形態を必要とする。これらの組織的な形態は取引過程に権威ある力を導入する。その結果として、これらの取引の結果が社会的に望ましくないあるいは合理的ではない、ということを保証するために法律がしばしば決定を下す¹⁶⁾。

3. コモンズの取引理論と不確実性

コモンズの思想の根本的な主義は、価値評価それゆえに意思決定は不確実な将来に基づいている¹⁷⁾。コモンズは不確実性が生ずると信じていた。というのも、現在の行動は不確かな将来における結果の予測に基づいているからである。価値評価は不確かな将来に基づ

いて生ずるし、社会的な文脈においても生ずるから、コモンズは意思決定には倫理的な要素が常に存在する、と信じていた。コモンズによれば個人的な倫理は部分的には不確実性により残されたギャップを埋めることに役立つ。このことはコモンズが、倫理が価値評価における唯一のあるいは主要な決定的要素ではなくて、それらが常に価値評価過程に対する役立つものである、と考えていた、ということの意味している。この倫理的な構成要素は存在する。というのも意思決定は可能な将来の結果の望ましさの評価を展開するために倫理的な規範に訴えるからである。すなわち、コモンズによれば、個人的な倫理が経済学およびより広い社会的ならびに法的領域の双方における意思決定における不確実性の要素を減少させるために作用する¹⁸⁾。

ケンプは、コモンズにおける不確実性の要素は意思決定が不確実性のために全く無秩序あるいはランダムである、ということを示しているわけではないし、意思決定が全く個人的な行動である、ということも意味しているわけではない、という¹⁹⁾。コモンズの取引における秩序はワーキングルールから引き出されている。それは、法的な枠組みにより助長される²⁰⁾。コモンズの枠組みではワーキングルールは固定されているものではなくて、むしろその社会の変化しつつある倫理的規範に従属するものである。同時に個人の倫理的規範は社会的なワーキングルールによって形作られる。ひとつの例としてコモンズは、裁判所の財産の定義が社会的な規範、たとえば、奴隷制度の変化と共に変化してきたことを指摘している²¹⁾。また、コモンズはこれらの変化が権力、自由および機会についての考え方の変化に依存している、という²²⁾。かくして

それらは適応性があるけれども、社会システムのワーキングルールは取引における不確実性の一般的な水準を変化させる。それゆえにワーキングルールは取引者の自由裁量を合理的な制限をする、といえるかもしれないし、同時に個人にとって不確実性を操作できるようにする枠組みを与えるものである、ともいえる。

不確実性という要素の範囲内で、ワーキングルールという境界の内側には自由裁量が存在する。倫理が個人意思決定に入ってくるのは個人的自由裁量という要素の範囲内である。コモンズは自由裁量を次のように定義している。すなわち「権力および特権の領域では一権力の領域では集団的権力の方向を決定する行為者の『自由度』である。権力の領域では、その自由度の結果に関する集団的権力に対する責任および信頼性の欠如。自由裁量の領域ではその行為者がその理念、定義、分類、調査および価値評価に影響を与えるのは、そこにおいてである。それらは個人にとって理想的である。というのも、それらは彼が関心を向けている未完成の未来に存在するからである²³⁾」。

人間の活動という見地から自由裁量は、その社会のワーキングルールの範囲内での諸個人に開かれている可能性の範囲である。コモンズにとって契約交渉および実行という自由裁量的要素は交渉および実行の意思決定は将来の結果についての現在の推測あるいは信念に依存している。また不確実性および社会のワーキングルールが、いかに自由裁量が結果を「歪める」かについて制限を設けるから秩序という要素も含んでいる。

裁判所の自由裁量に関してコモンズは次のように述べている。「法廷はその判決におい

て、名目的価値すなわち価格が、共通の準則を媒介として、能う限り実際的に、商品や役務について心理的価値ないし予想、実質的価値ないし量を表示するものたらしめようと努力している²⁴⁾。法廷の目標は合理的価値の図式である。コモンズはさらに説明する。「立法機関は財産に課税する。それは裁判所によって認められているそれ独自の特権の範囲内で共通のルールを定める。しかし財産を価値評価するのは課税額査定者である。自由裁量の最大と最小の間、課税査定者が除去するかあるいはその反対の場合、その価値についての評価が事実にはウェイトを与え、その意思は評価納税者が金を儲けるか、あるいは失うかという方向を決定する²⁵⁾」。

ケンプによると、コモンズが成文法の場合には自由裁量に関する合理的な法的な限界は説得と強制の間にある、と考えており、これがコモンズの取引の規範的な基礎である、という。現実的に考えてコモンズの一般的なスタイルからは、彼がこれを当時の合衆国の裁判所で機能していた方法、と考えていたと思われる。しかしながら、彼がこれを普遍的な法的な慣行と考えていたかどうかは明らかではない。コモンズにおける一般的な政策作成の目的は交渉力の均一化を通じて経済組織の強制的な要素を減じることであった。というのも、コモンズの議論の広がりを理解するためには、いかに彼が法の訴訟手続きを理解していたかを理解することが重要だからである。法の訴訟手続きに関して、コモンズの目的をより理解するために詳細にコモンズを引用することは価値があろう²⁶⁾。

われわれが普通法について述べる場合、法的職業についている人の専門的な普通法を意味しているのではなくて、議論を決定するこ

とによって法律を作成する普通法の方法を意味している。法律の方法は裁判所の法律に限定されない。それは家庭、協会、労働組合、ビジネス上の問題における法を作成する方法である。それは慣例、慣習の選択、慣習法および了解事項の方法である。慣習は議論を決定する普通法の方法によって普通法になる。それによって、有罪判決をするという行動において習慣的によい慣習であると思われるものを裁可したりあるいは悪い慣習あるいは時代遅れの慣習であると思われるものを施行させない。それゆえに普通法は慣習についての不文法である。つまり成文化されていないのは、それが慣例および習慣的な仮説に基づいているからである²⁷⁾。

それゆえに、コモンズにとって法律は慣習を成文化したものである。すなわち社会的な過程は習慣的行動によって導かれる。同時に法律は形式的であると同時に非公式な過程でもあり、双方とも人間行動を制限したり拡張したりする。それゆえに法律は慣習のような倫理的な概念の変化に従属する、ということが論理的である。これらの概念に含まれるものが財産あるいは社会的に適正な価格の概念を変化させる。このことが取引概念を略述するさいに倫理学の議論を包含させるようにコモンズを導いた。すなわち、コモンズの法律の理解は、その取引概念と同様に社会的であり、それゆえに倫理学および個人行動の議論を必要とする²⁸⁾。

かくしてコモンズにおいては、すべての取引が、将来のパフォーマンスに基づく現在の価値評価を含むために不確実性の要素を含んでいる、ということになる。この不確実性は、ある程度までワーキングルールによって緩和される。かくして、ワーキングルールは主に

制度化された個人的意思決定の背後に存在する指導原理である。しかしながら、ワーキングルール、慣習およびそれらを相対的に成文化した法律などは機械的な構造物ではない、ということを理解することは重要である。というのは、それらはその過程および実施という観点の双方から不確実性の要素を、つまり、自由裁量を含んでいる。かくして、ワーキングルールの境界は黒が白になるあるいはその反対となるのかという明確な点は存在しない、という意味で曖昧である。その代わりに、その境界が個人の自由裁量によって決定される広範囲にわたるグレーの領域が存在する。自由裁量の要素は、ある社会のより広い社会的なワーキングルールがそれによって形成されるあるいはそれを形成する倫理的な意思決定の要素を明らかにする。かくしてワーキングルールおよび法律や法律の訴訟手続きは、自由裁量を伴う動因によって常に再定義されるために、社会的な慣習における諸変化に従属する進化する概念である。慣習や法律は、何らかの所与の状況において人がしても良いあるいはしてはいけないことを決定するけれども普遍的な真実ではないことはいままでもあるまい²⁹⁾。

4. ウィリアムソンの取引費用の経済学

少なくとも1960年代の中ごろ以降ウィリアムソンは、彼が「新制度派経済学」(NIE)と呼ぶものを展開してきている。コモنزとは異なりウィリアムソンは包括的な経済理論を展開しようとしなかったのではなくて、むしろ取引に関連するコスト—つまり取引費用に特により多く焦点を当てた。ウィリアムソンは物的なシステムにおける摩擦に取引費用自体をなぞらえた³⁰⁾。NIEの考え方はヴェブ

レンやコモنزらの「旧」制度派経済学とは異なっている³¹⁾。ウィリアムソンは経済組織を分析するために取引が経済分析の焦点とならなければならない、ということを繰り返し強調してきている。取引費用へのその関心のためにウィリアムソンは取引費用の経済学は、経済組織および契約の施行に主要な関心を持っている。

ウィリアムソンは、なぜいくつかの取引は市場で起こるのに、その他の取引は階層的な組織形態で起こるのか、という理由を明らかにしようとしてきた。ウィリアムソンにおいて「市場」という用語は、「階層的」な取引が企業内で生ずる取引に関連しているのに対して企業にとって外的である取引に関連している³²⁾。市場か階層かという経済組織についての問いに対するウィリアムソンの答えは、資産の明確化、制限のある合理性および日和見主義的な行動への潜在性というという問題次第である、という³³⁾。

ウィリアムソンによれば市場あるいは階層は、それらが取引費用を節約した場合に支配的になる。取引が市場および階層において組織化されるのは、取引に関して組織的な原理のいずれかの相対的な効率に基づいている、ということウィリアムソンはのべている。つまり「効率」が取引費用の最小化を意味していることは明らかである。ウィリアムソンは、市場からの撤退に対する企業の意思決定や企業内生産あるいはその他の企業の合併することが経済的な力を極大化するための意図によって動機づけられるよりも、むしろしばしばコストを最小化する原則と結びついている、とみなしている。実際にウィリアムソンは、独占的な力に対するコストの最小化の問題は法的な問題である、と考えている。

ダグガー (William M. Dugger) が指摘しているように、ウィリアムソンは市場が階層よりも効率的である、と仮定してはいない³⁴⁾。実際にウィリアムソンは、なぜ階層が市場よりも効率的であるか、といういくつかの理由を与えている。しかしながら、「階層」という用語は、経済組織の市場以外の形態、すなわちリレーションシップを支配し統制するために使われている。そこでは、ひとつの取引が、何をすべきかその他の取引に対して指示することができる。ウィリアムソンは主として権威主義的な階層的な構造に焦点を合わせた。それは情報コストという視点から民主主義的な組織形態が権威主義的な構造よりも効率的ではない、ということを決定的にする。

ウィリアムソンによれば取引に関連している費用は「一方において取引に関連している人間の意思決定の特徴を変えるし、他方においては市場の客観的な傾向を変える」³⁵⁾。ウィリアムソンが取り入れている意思決定の特徴は限定合理性 (bounded rationality) および機会主義 (opportunism) と結びついている。限定合理性とは、すべての人間は情報の収集、情報の計算処理および情報の伝達表現能力に限界があり、サイモン (Herbert Alexander Simon, 1916- 2001) も述べているように、合理的であろうと意図されているが、限定的でしかありえないからである、というものである。機会主義は、すべての人間は自分の利益のために悪徳的に行動する可能性がある (この仮定は、効用の最大化の仮定と本質的には同じものである、といえる。というのも、内面から見たときに効用の最大化をしている人間行動は、外からみると悪徳的な機会主義的行動として見えるからである)³⁶⁾。

市場の客観的な性質に関していえば、それ

は有形および無形の特定の性質に関連している。特別な場合の取引は、ある特定の生産様式に固定される。すなわち特定のものが提出された時に、企業は、たとえそれらの方法が静的な効率を欠いていたとしても、生産あるいは契約のある形態を取り続ける傾向がある。限定合理性、機会主義および特定の資産は、経済的な意思決定に関連したおおきな広がりを持った不確実性を増大させる。不確実性が増大するにつれて、企業は市場を縦断するよりもむしろ階層における生産を組織化することによって全体的なコストを減少させる一般的なルールが適用される。その場合、階層は経済的な不確実性を減少させる方法になる。

要約すれば、不確実性の増大は階層的な組織の増大を導く。それは、市場がその効率的な機能を確実にできないからであり、それを通じて生産の至上性が維持される法的なメカニズムが要求されるからである。このために、ウィリアムソンの体系では、法的な体系は、階層的な組織形態が影響力のある価格に対してよりも費用を最小化するために有利に用いられる、ということを確認するために必要とされる³⁷⁾。

5. ウィリアムソンの取引費用の経済学における不確実性

ウィリアムソンの場合、不確実性は経済的意思決定の領域における取引費用に影響を与える範囲で考えられている。不確実性に関するポイントは、第一にどんな戦略的な便宜主義が不確実性を生じさせるか³⁸⁾、そして第二にいかに限定合理性が不確実性を増大させるか³⁹⁾、という点にある。コモンズの場合と同様に、根本的な不確実性の問題は法的な意思決定と同様に経済にも適応される。そして

ウィリアムソンは法的な意思決定における不確実性の問題に取り掛かるが、彼はコモنزとは異なった結論に到達している⁴⁰⁾。

ウィリアムソンにおいては、裁判所の決定は意思決定において機械的な方法で働くものとして特徴づけられている。特に契約に関する法的な执行力は経済原則に基づいている。つまり費用最小化の原則である。同時に逆説的に見えるが、ウィリアムソンは、これらの概念についての不確実性のために、法的な意思決定者がその時代の所与の経済諸理論に独善的に固執すべきではない、ということも述べている⁴¹⁾。

ウィリアムソンは法律の訴訟手続きあるいは方法についての規範的な説明を主張する、という方法で、このジレンマを解決した。すなわち法的な意思決定は「法的プロセス」と「法的ルール」というカテゴリーに分けられる。ウィリアムソンによれば、法的プロセスの目的は「適切な理論として問題のより洗練された処置に次第に移行する。そして裁判所によってなされる適正な許可を実行する」⁴²⁾。ウィリアムソンの法的プロセスについての概念は何らかの所与の決定を十分に理解するあるいは経済理論を適応するための裁判所および意思決定者の無力さを説明する。このことは法的プロセスが経済原則のより十分な利用に向けての着実な動きを含むべきである、という規範的な規定にウィリアムソンを導く。このことは裁判所が経済的な確実性を解決する法的なルールについての彼の概念の区別となる。法的なルールは特定の経済的な行動に対して特定の法的な結果を記述することによって、経済的な不確実性の一般的な水準を下げようとしている。法的プロセスについてのウィリアムソンの取扱いは非常に重要であ

る。彼は社会が経済組織の問題を決定する際に正統派経済理論に従うべきである、とされているように思われるが、何を意味しているかは正確に明らかではない。恐らく適切な経済理論は取引費用の最小化する、ということであろう。ウィリアムソンの取引概念のルーツにある規範的な規定はコモنزと同じではない。これはとても重要性をもっている。というのも、それが社会における経済学や経済学者の立場についての異なった概念を導くからである⁴³⁾。

ウィリアムソンの法的過程の不確実性はコモنزにおける法的意思決定のもつ不確実性とは異なっている。ウィリアムソンにとって法的な意思決定と関連のある不確実性は、経済理論の間違った結果あるいは説明を正すことあるいは経済理論を適応することに対する無能力な結果である。この点はコモنزと対立する。コモنزにおいては、個人的な自由裁量から生ずる法的な意思決定における不確実性がある取引者がその他の人々に何をすべきか指示しうる社会のワーキングルールやこれらの意思決定の知られていない将来のインパクトの範囲内で認められる。コモنزと比較した場合、ウィリアムソンのアプローチは法の執行における不確実性に関連する問題を単純化している。というのも、法的な決定は、それらが費用最小化原則であるか、そうではないかという意味における「正」「邪」のいずれかであるからである。だから、おそらくそれゆえに、不確実性や間違った決定を減ずるための法的な決定者にとって役に立つ一般的な自由裁量の水準を下げるためにこのフレームワークにおいて、それが望まれる。この目的のためにウィリアムソンは、経済理論の所与の精緻化をアップデートできる能力を

もった法的ルールの一層の発展を提唱してきた、といえる⁴⁴⁾。

6. 経済政策におけるコモンズおよびウィリアムソンの思想

上で触れたように、コモンズとウィリアムソンの理論の相違点は非常に異なった政策提言を導く。かれらの理論は経済組織における階層と関連した権力の問題を解決するために法的システムに頼る。しかし、類似しているのはここまでである。望ましい組織的な政策は、コモンズの取引理論においては交渉力の平等化を導くものであるが、ウィリアムソンにおいてはコスト最小化という基準を用いた取引費用の最小化を促進するものである。これらの相違点は究極的には、不確実性に直面していかん法律の行使がなされるべきかについての二人の異なった考え方、すなわち、彼らの倫理的なフォーカスから導き出されている。これらの相違点は論理的に経済政策についての異なった考え方に依存している。

次にコモンズとウィリアムソン、それぞれについてのケンプの所説を検討することにしてしよう。まずコモンズについて、こう述べている。「経済政策に関するコモンズの一般的な目的は経済的権力の平等化を通じての諸個人の自由を維持するための主張として要約しよう。コモンズは資本主義的体制を代置することを望まなかった。その代わりに彼の経済理論は、資本主義的体制をより「合理的」にすることによって、どのようにしたら、その経済的な結果をもたらせるかに焦点を合わせていた。コモンズの体系においては、経済的な力が社会的に望ましくない方法で使われない、あるいは「公的な目的」に合致する場合に、経済的な結果は合理的になる。かくして

コモンズの経済政策は（1）経済的な取引における権力の平等化を保障する。（2）現存する経済的な枠組みのなかで作用する。（3）この管理された市場体制を上で言及した手段を通じて社会的な進歩に対して用いる。これは自由放任主義的ではなくて、個人的な発展を極大化するという目的に対して作用する社会化された意思決定により支配される交渉関係の拡張」である⁴⁵⁾。

次にケンプはウィリアムソンについてこうのべている。「ウィリアムソンの根本的な規範的な政策規定は費用最小化原理の重要性である。経済的な力だけが費用の最小化を企業にもたらさない場合、法的なシステムがコスト最小化構造をもたらすような方法において作用する。ウィリアムソンは恐らく費用を最小化する組織的構造が公益に向けた作用するという理論に基づいてこの結論に到達しようと思われる。すなわち、もしも企業が費用を最小化するならば、その時企業は商品を製造している。つまり、恐らく誰かが可能な最低の費用で購入している。かくして、この組織的な形態からのいかなる逸脱もなんらかの経済的な非効率および資源の浪費的な使用の結果して生じさせる、という結論に容易に到達する。この議論の重要さは競争的な市場状況が示されない場合においてさえ、自由放任政策を強化するものとして過小評価してはならない⁴⁶⁾。ダグガーが述べているように、ウィリアムソンの取引費用の経済学は、著しく企業の現状に対する新たな弁護を裏づけている。つまり、著しく弁護的というのは、それが競争的市場についての古い非現実的な仮説に基づいている」からである⁴⁷⁾。

しかしながら、重要なことはウィリアムソンの効率的な生産の結果がコモンズの交渉力

の平等化と同一ではない、ということである。ウィリアムソンの費用最小化では、法的なシステムは最も望ましい経済的配分すら保障しない。事実ウィリアムソンはより低い営業費のベネフィットが結局より低い価格という形態での消費者福祉の増加を結果として生じさせる、と仮定しているように思われる。にもかかわらず、ある人は、より低い企業の営業費が消費者福祉の増大に転換されないシナリオを容易に出すことができる。たとえば、企業の費用の減少は競争の増大と関連しているが、競争の増大は市場の力が存在するが費用を削減することへの誘引が維持されている寡占的な産業の場合に生ずるかもしれない。そのような状況の下では、企業における費用の削減から得られる利益は必ずしも生産費を減少させることに注がれるわけではなくて、市場占有率や独占的な超過利潤を維持するのに役立つかもしれない。この場合生産費は、それがコストを最小化するという意味において効率的であるかもしれないが、その結果所得の分配は、また社会の選好の外に置かれるかもしれない。

ウィリアムソンがいうように、これらの問題は分配的な問題であり、費用を最小限にする組織的な構造に対する変化以外の方法でより効率的に取扱われる、と主張しうる。すなわち、上のシナリオが生む問題は取引費用の経済学が取扱っている生産の問題ではなくて、むしろ分配の問題である、ということである。これについて取引費用の経済学は今までのところ全く何も述べていない。ウィリアムソンが規定した政策は何らかの需要サイドの政策によって達成されねばならないように思われるけれども、このことは彼の著作のどこにも言及がない。しかしながら、コモنزは避け

てはしないが、ウィリアムソンは論理的にこの問題を避けている。というのもウィリアムソンの取引概念は分配の問題から生産の問題を切り離せないからである⁴⁸⁾。

7. ケンプの所説の検討

これまで見てきたように、ケンプによれば、外見の類似性にも関わらず、コモنزとウィリアムソンの取引理論にはかなりの違いがある。双方の理論が闘争、秩序および独立という考え方に焦点を合わせているということをしてウィリアムソンは主張するが、これらの考え方をいかに政策として適用するかに関して根本的な相違点が存在する。ケンプはウィリアムソンの理論とコモنزの理論における相違点は、いかに法的なプロセスが作用すべきか、ということについての異なった理論の結果である、ということを示そうと試みている。これらの相違点は闘争、秩序および独立が意味するものについての考え方の相違につながり、それは異なった政策目的および方法を導くからである。

コモنزとウィリアムソンの取引の枠組みは競争的市場取引の場合に生ずる法的な平等を引き起こす取引と法的な平等でない人々の間で生ずる取引との間を区別する。両者の取引形態は階層的な組織形態内における経済的な権力の問題を解決するために法的な体制に依存する。しかしながら、法的な不確実性の彼らの取り扱いにおける相違点のために、コモنزとウィリアムソンは法廷がいかに様々な事例について意思決定するかについて異なった結論に達している。コモنزにおいては、法的なシステムは強制を減らし交渉力の平等化および強制力の一般的な削減に向けて働く。ウィリアムソンにおいては、望ましい

法的な行動の大部分は取引費用の最小化を確保する、ということである⁴⁹⁾。

ウィリアムソンの取引は社会的あるいはホリスティックではないということにおいてコモンズとは異なっている。したがって、ウィリアムソンは生産の問題を分配の問題から切り離すことができる。他方コモンズは生産と分配を切り離すことができない。というのも、その取引者は一つには、より広い社会的なプロセスによって決定されるからである。かくして生産の問題は分配の問題に影響を与える。これらの社会的影響は取引者の自由裁量行動の中に現われる。転じてそれは不確実性を結果として生じさせる。この相違点の急所は立法者の自由裁量行動が取引の容認しうる限界を修正する効果を持つその著者の法的プロセスの概念にある。ウィリアムソンの取引、それゆえに結果として経済政策は分配の問題を提出してきていない。というのもその取引者が直面する不確実性は社会のあらゆる側面に適応しないからである。経済学のみに適応する。経済組織内の権力の問題を法的な領域に移すことによって、ウィリアムソンはコモンズが強いて提出した問題を決して取扱わなかったし、より広い社会的な問題を事実上無視することができた。

そこでケンプは以上をまとめて、こう結論づけている。「この相容れない相違点にもかかわらず、恐らくウィリアムソン以外誰も大部分コモンズの業績に基づく経済組織の理論を展開するという意義のある試みを行なわなかった、ということは記しておくべきであろう。これはウィリアムソンが制度主義者の経済的な考え方を主流は経済学に合体するという重要な一步の踏み出しとして賞賛に値するものであった。しかしながらウィリアムソン

の考え方はコモンズとは著しく異なっている」⁵⁰⁾。

というのも法的な領域および経済的な領域の双方にあるコモンズの取引者は、より広範囲な社会および社会的な枠組みと不可避免的に結びついている。これはウィリアムソンの場合にはないからである。ウィリアムソンは新古典派経済学の効用極大化仮説と完全合理性仮説という二つの仮説のうち、完全合理性の仮定の非現実性を問題として、サイモンの限定合理性 (bounded rationality) と機会主義 (opportunism) の行動仮説を受け入れている。したがってウィリアムソンらの「新制度主義」は、ダグガーも指摘しているように、より現実的で洗練された新古典派である⁵¹⁾、とみなすことができよう。そして制度分析という点からみるとウィリアムソンの分析はミクロレベルにあり、特に組織を中心としている。そして市場自体も制度と看做してはいるが、分析はしていない、という限界がある⁵²⁾。

これに対してコモンズはマクロレベルの制度分析をしている。コモンズにとって経済行動は制度的なものであり、動的なものである、と考えられていた。だから、制度とは個人行動を統制し、開放し、拡張する集団行動であり、集団行動は組織化されていない慣習から多くの組織化されたゴーイングコンサーンにまで及ぶものとして捉えられた。そしてゴーイングコンサーンとは家庭、企業、産業団体、労働組合、準備制度、国家などである。また取引に関していえば、取引への参加者はワーキングルールによってコントロールされ、解放される。ワーキングルールとは制度の変化につれて継続的に変化するものであるが、その本質は、すべての集団行動に共通する原因、結果あるいは目的に関する普遍的な原理のこ

とである。また、取引に関しては、商業、管理および割当というすべての経済取引における個人行動を統制し、解放し、そして拡張する集団行動の普遍的原理には多様性と階層性がある、とコモンズは捉えている。さらに制度的行動は行動的であるが、取引に参加しているのは個人行動以外の何物でもない。したがって、この点においては個人の経済行動を分析対象としなければならないが、先にも触れたように個人行動は集団行動と不可分の関係にある、と捉えている点がコモンズの特徴である。

ケンプの所説は取引理論に焦点を絞りコモンズとウィリアムソン両者の比較をおこなっているが、コモンズの制度主義的思考と取引の位置づけについての論及がほとんどない点とダグジャーの所説を下敷きにしている点において不十分さがあるといえる。また、本稿では論及できなかったが、コモンズやウィリアムソンとの関連に関する新たな研究が発表されてきており⁵³⁾、機会を改め採り上げたい。

注)

1) 新制度派経済学は New Institutional Economics の訳語であるが、しばしばヴェブレンらの制度派経済学の現代版と考えられる場合もあるが、両者は全く異なる。その原因のひとつは戦後ヴェブレンの流れを汲む一団の経済学者たちを新制度派経済学 (Neo-Institutional Economics) と呼んでおり、邦訳したときには、いずれも「新制度派経済学」と日本語では表記されるからである。本稿でも明らかにするが、ヴェブレンらの制度派経済学とウィリアムソンらの新制度派経済学とは明らかに非連続性がある。ウィリアムソンらの考え方は正統派経済理論の前提に修正を加えたものの基本的にはその上に構築されている。ヴェブレンらの

制度派経済学は、正統派経済学の理論的前提・仮説の非現実性に目を向け、それらを拒絶しているからである。また、新制度派経済学にはコースやウィリアムソンらの取引コスト理論、ジェンセン＝メックリングやファームたちのエージェンシー理論、アルチャンやデムゼッツらの所有権理論などのから構成されている。つまり、統一的な理論が存在しているわけではない。たとえば、この点については菊澤研宗著『組織の経済学入門－新制度派経済学アプローチ』有斐閣、2006年10月25日初版第1刷発行、7～10頁や阿部高樹・川上敏和「制度経済学の様相と諸側面」商学論集第78巻第4号2010年3月、3～32頁などを参照されたい。

- 2) ヴェブレンとミッチェル (Wesley Clair Mitchell, 1874-1948) らとともに制度学派の3人の創設者の一人として知られている。
- 3) William M. Dugger, "The Transaction Cost Analysis of Oliver E. Williamson: A Synthesis?" *Journal of Economic Issues*, XXVII, 1983, March, pp.95-114. Steve Medema, "Transactions, Transaction Cost and Vertical Integration: A Re-Examination", No.3, 1992, pp.291-316. Yngve Ramstad, "Is a Transaction a Transaction?" *Journal of Economic Issues*, XXX, 1996, June, pp413-426.
- 4) Thomas Kemp, "Of Transactions and Transaction Costs: Uncertainty, Policy, and the Process of Law in the Thought of Commons and Williamson", *Journal of Economic Issues*, Vol. XL, No.1, March 2006 pp.45-58.
- 5) コースの取引コスト論の概要については、たとえば、日本経済新聞、朝刊の「やさしい経済学」の特集 (2003年2月3日～2月12日) を参照されたい。またコースの名を不朽ならしめた二つの論文「企業と本質」(1937年) と「社会的費用の問題」(1960年) の邦訳は次の書物に収められている。ロナルド・H・コース著、宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』1991年10月29日発行、東洋経済新報社。
- 6) Kemp, *op.cite.*, p.46.
- 7) *Ibid.*, p.47.
- 8) John R. Commons, *Institutional Economics Its*

- Place in Political Economy*, Volume one (Madison : The University of Wisconsin Press, 1961), p.58.
- 9) *Ibid.*, p.64.
- 10) Kemp, *op.cite.*, p.47.
- 11) Commons, *op.cite.*, p.66.
- 12) コモンズの考え方を理解する上で「集団行動」(collective action)は重要な概念である。コモンズにとって経済行動が制度的であるばかりでなく、すべての行動が制度的なものであり、制度とは「個人行動を統制し、開放し、拡張する集団行動」と定義しているからである。そして、集団行動とは組織化されていない慣習から多くの組織化されたゴーイングコンサーンにまで及んでいる。特に注意すべき点は、コモンズがゴーイングコンサーンとして「家庭、企業、産業団体、労働組合、準備制度、国家」などを挙げている点である。(John R. Commons, "Institutional Economics" *American Economic Review*, vol.21,1931.pp.648-657)。ゴーイングコンサーン=継続的事業体という理解ではコモンズのいうゴーイングコンサーンの一部だけを指しているにすぎない、という点を認識する必要がある。
- 13) Kemp, *op.cite.*, p.47.
- 14) John R.Commons, *The Economics of Collective Action* (Madison : University of Wisconsin Press, 1950), pp.288-289.
- 15) *Ibid.*, p.291.
- 16) Kemp, *op.cite.*, pp.47-48.
- 17) John R. Commons, *Legal Foundation of Capitalism* (Clifton, N.J : August M. Kelly Publisher, 1974) , p.8 and p.66.
- 18) *Ibid.*, pp.89-90.
- 19) Kemp, *op.cite.*, p.48.
- 20) John R. Commons, *Istitutional Economics*, p.58.
- 21) John R. Commons, *Legal Foundation of Capitalism*, pp.12-28.
- 22) *Ibid.*, pp.21-22.
- 23) *Ibid.*, p.354.
- 24) *Ibid.*, p.9. J.R.コモンズ原著、新田隆信、中村一彦、志村治美訳『資本主義の法律的基礎 (上巻)』コロナ社、昭和39年4月25日初版発行、11～12頁。
- 25) *Ibid.*, p.123.
- 26) Kemp, *op.cite.*, p.49.
- 27) John R. Commons, *Istitutional Economics*, p.707.
- 28) Kemp, *op.cite.*, p.50.
- 29) *Ibid.*, p.50.
- 30) Oliver Williamson, *The Economic Institutions of Capitalism* (New York : Collier Macmillan Publishers,1985), p.19.
- 31) ウィリアムソンは「新制度派経済学」という名称の命名者である。すでに触れたように、1990年代以降、さまざまな学派が制度の重要性を認識するようになってきている。新制度派経済学は正統派経済学(新古典派経済学)を修正すれば、制度による分析が可能である、と考えている。そして、新古典派の考え方に批判的であるが、たとえば、効率性によるアプローチという新古典派的仮説は保持している。つまり、新制度派経済学は基本的には正統派経済学に軸足をおきながら、制度という要素を取り込み分析しているものであって、正統派経済学に首尾一貫して批判的であるヴェブレンらの制度派経済学とは全く異なるものである。この点については、たとえば、ベルナルド・シャバンス著、宇仁宏幸、中原隆幸、斉藤日出治訳『入門制度経済学』ナカニシヤ出版、2007年4月25日、81～85頁を参照されたい。またダグガーは上掲論文の中で「新制度主義者は制度主義者ではない」と明確に述べている (Dugger. "The Transaction Cost Analysis of Oliver E. Williamson : A Synthesis ?", p.96.)
- 32) Oliver Williamson, *Markets and Hierarchies* (New York : Collier Macmillan Publishers, 1975), p.9.
- 33) Kemp, *op.cite.*, pp.52-52.
- 34) Dugger, *op.cite.*, pp.95-114.
- 35) Williamson, *op.cite.*, p.8.
- 36) 菊澤宗研、上掲書、20頁。
- 37) Kemp, *op.cite.*, p.52.
- 38) Williamson, *The Economic Institutions of Capitalism*, pp.57-58.

- 39) *Ibid.*, pp.59-60.
- 40) Kemp, *op.cite.*, p.53.
- 41) Oliver Williamson, *The Mechanism of Governance* (New York : Oxford University, 1996), p.306.
- 42) *Ibid.*, p.283.
- 43) Kemp, *op.cite.*, p.53.
- 44) *Ibid.*, pp.53-54.
- 45) *Ibid.*, p.54.
- 46) *Ibid.*, p.55.
- 47) Dugger, *op.cite.*, p.110.
- 48) Kemp, *op.cite.*, p.55.
- 49) *Ibid.*, p.56.
- 50) *Ibid.*, pp.56-57.
- 51) William M. Dugger. "The Transaction Cost Analysis of Oliver E. Williamson : A Synthesis ? ", p.96.& p.110.
- 52) ベルナル・シャバンス著、宇仁宏幸、中原隆幸、齊藤日出治訳 『入門制度経済学』、82～83頁。
- 53) Bruce E. Kaufman, "Some Coasian Problems with Posnerian Law and Economics", *Journal of Economic Issues*, Vol.XLVI, No.3, September 2012, pp.745-764.